

# 第2章 華東地域(上海市、江蘇省、浙江省、安徽省)

2021年、華東地域(上海市、江蘇省、浙江省)の域内総生産(GRP)は23兆3,095億元(全国のGDP114兆3,670億元の20.4%を占める)となった。省市別に見ると、上海市の実質GRP成長率は8.1%、江蘇省は8.6%、浙江省は8.5%となった。3省・市の第三次産業のGRP全体に占めるウエイトは第一次産業、第二次産業と比べて高く、上海は73.3%、江蘇省は51.4%、浙江省は54.6%となり、第三次産業が大部分を占めている。2021年における華東地域の対内直接投資実行額は689億3,870万ドルとなり、地域別では、上海市は11.5%増、江蘇省は22.7%増、浙江省は16.2%増となった。貿易総額では、上海市、江蘇省、浙江省はそれぞれ前年比16.5%増、17.1%増、22.4%増となり、いずれもプラス成長となった。

## 上海市

### 上海市の経済動向

2021年の上海市のGRPは前年比8.1%増の4兆3,215億元(全国のGDPの3.8%を占める)となり、成長率は全国(8.1%)並みとなった。産業別に見ると、第一次産業は前年比6.5%減の100億元で、第二次産業は9.4%増の1兆1,449億元、第三次産業は7.6%増の3兆1,666億元とGRP全体に占める割合が73.3%となり、前年比0.2ポイント高く、第三次産業が引き続き経済成長をけん引している。固定資産投資の伸び率は8.1%増で、全国の伸び率(4.9%増)より3.2ポイント高かった。また、社会消費品小売総額は13.5%増、不動産投資は7.2%増となり、いずれも全国の伸び率(12.5%増、4.4%増)を上回った。貿易総額は16.5%増の4兆610億元で、そのうち、輸入額は17.7%増、輸出額は14.6%増だった。また、上海市の対内直接投資実行額は226億ドルで、中国全体(1,735億ドル)の13.0%を占めた。伸び率は前年比11.5%で全国の平均伸び率(20.5%)を下回った。先行指標となる契約ベースでは603億91万ドルと前年比16.9%増加した(表1)。

表：上海市の経済動向(2021年)

項目	金額	伸び率(%)
GRP(域内総生産)(億元)	43,215	8.1
第1次産業(億元)	100	△6.5
第2次産業(億元)	11,449	9.4
第3次産業(億元)	31,666	7.6
工業生産付加価値額(一定規模以上、億元)	39,499	10.3
固定資産投資額(億元)	-	8.1
インフラ投資額(億元)	-	5.8
民間投資額(億元)	-	10.3
不動産開発投資額(億元)	-	7.2
社会消費品小売総額(億元)	18,079	13.5
貿易総額(億元)	40,610	16.5
輸入額(億元)	24,892	17.7
輸出額(億元)	15,719	14.6
対内直接投資	-	-
契約ベース(億ドル)	603.91	16.9
実行ベース(億ドル)	226	11.5
消費者物価指数(CPI)	-	1.2
都市住民1人あたり可処分所得(元)	82,429	7.8

出所：上海市統計局

上海市の対内直接投資を産業別にみると、2021年は第三次産業の実行額が前年比12.7%増の215億3,000万ドルとなり、上海市全体の95.5%を占めた。このうち、リースと商業サービス業は38%増の76億400万ドル、科学研究と技術サービス業は33.1%増の30億9,200万ドルだった。

2021年の上海市の輸出額は前年比14.6%増の1兆5,719億元で、主要国・地域別にみると、EU向け輸出が25.2%増で最も多く、続いて香港向け輸出が14.2%増、日本向け輸出が4.2%増、米国向け輸出が3.6%増の順であった。

2021年に上海市に新たに投資した外国企業数は前年比16.6%増の6,708社となり、うち、外資独資企業数は3,934社で、全体の新規企業数の58.6%を占めた。対内直接投資実行額は172億91万ドルで、前年比1.8%増加し、上海市全体の対内直接投資実行額の76.7%を占めた。

2021年の上海市への対内直接投資実行額を国・地域別にみると、上位5カ国・地域は香港(シェア70.3%)、シンガポール(12.1%)、欧州(5.9%)、日本(3.3%)、米国(2.7%)の順となり、これら5カ国・地域の対内直接投資実行額の割合は全体の94.3%を占めた。このうち、香港は16.9%増、シンガポール23.6%増、米国2.2%増となった。

引き続き多くの多国籍企業が投資戦略拠点として上海市を選択し、国際貿易や研究開発(R&D)などの機能を開設している。2020年には60の地域統括本部が新設された。さらに、外資研究開発センターが25社新設された。累計では地域統括本部が831社、外資研究開発センターが506社となった。

## <地方政府との交流の状況>

上海市政府とは、上海日本商工クラブ事業環境委員会でき取りまとめている「上海市のビジネス環境改善に向けた建議」をもとに、対話を続けている。副市長が出席するハイレベルな円卓会議から、複数回にわたる事務レベルでの対面での会議（分科会）を通じて、意思疎通や解決を図るようにならで進展してきている。日系企業による各政府部門への要望活動は中国各地で行われているが、一問一答式で書面回答が得られることはほぼなく、上海市政府の真摯な姿勢と併せ、価値ある取組となっている。

### ①上海市应急管理局と日系企業との分科会

- ・開催日時：2021年4月14日（水）午後
- ・上海市側参加者：上海市商務委員会副主任、应急管理局副局長、税関自貿処副処長他
- ・日本側出席者：日系企業9社、在上海日本国総領事館、上海日本商工クラブ、ジェットロ上海事務所
- ・交流内容：建議書の危険化学品などに関する議題について、日系企業側から具体的な事例を交えながら説明、改善を提案。それに対し、上海市の担当部局から一つ一つ説明、回答。

### ②上海市民政局と日系企業との分科会

- ・開催日時：2021年4月27日（火）午後
- ・上海市側参加者：上海市商務委員会外資処処長、民政局他
- ・日本側出席者：日系企業10社、在上海日本国総領事館、上海日本商工クラブ、ジェットロ上海事務所
- ・交流内容：建議書の養老介護に関する議題について、日系企業側から具体的な事例を交えながら説明、改善を提案。それに対し、上海市の担当部局から一つ一つ説明、回答。

### ③上海市生態環境局と日系企業との分科会

- ・開催日時：2021年9月8日（水）午後
- ・上海市側参加者：上海市商務委員会外資処処長、生態環境局環評処副処長他
- ・日本側出席者：日系企業7社、在上海日本国総領事館、上海日本商工クラブ、ジェットロ上海事務所
- ・交流内容：建議書の環境規制などに関する議題について、日系企業側から具体的な事例を交えながら説明、改善を提案。それに対し、上海市の担当部局から一つ一つ説明、回答。

### ④上海税関と日系企業との分科会

- ・開催日時：2021年9月30日（木）午前
- ・上海市側参加者：上海税関弁公室副主任他
- ・日本側出席者：日系企業10社、在上海日本国総領事館、ジェットロ上海事務所
- ・交流内容：建議書やそれ以外の議題について、日系企業側から説明、改善を提案。それに対し、上海税関の担当者から説明、回答。

### ⑤上海市商務委員会主任との面会

- ・開催日時：2021年12月2日（木）午後

- ・上海市側参加者：上海市商務委員会主任他
- ・日本側出席者：在上海日本国総領事館、上海日本商工クラブ、ジェットロ上海事務所
- ・交流内容：昨年度提出した建議書の75項目のうち、約3分の1にあたる23項目が解決や一歩前進したことに対して上海市に感謝。一方で、まだ解決していない建議や今年度新たに加わった建議について、引き続き解決に向けて取り組んでいただくよう上海市に要望。

## <建議>

### ①環境規制

- ・技術的な観点、関係各方面の意見聴取、審査などの手続を取る点は歓迎するものの、引き続き費用対効果を再度検討し、規制値のバランスを見直し、適正化を図っていただくよう要望する。
- ・中国で化学製品を製造するメリットの1つとして、中国ユーザーの要望を直接聞き、要望に合わせた成分等のマイナーチェンジに即対応できることにある。しかし、マイナーチェンジを行った化学製品は別製品として審議が必要とされ、結果許可までに3年を要するため、そのメリットを活かすことができない。これだけの日数がかかってしまうと対象としている製品の価値はなくなり、それは中国の産業界においてもマイナスである。自動車等の機械のマイナーチェンジと比較すると化学製品のマイナーチェンジは厳しすぎるように感じられるため、是非緩和を検討していただくよう要望する。
- ・一部の区では、前日夜に情報が展開され、翌日から対応する必要があるという事例もあるところ、企業が必要な対応を取るための時間やコストについて十分配慮いただき、過剰な生産制限命令の抑制と十分な周知を図るよう要望する。
- ・第14次5カ年計画でも引き続き処理能力の拡張と長江デルタでの協力体制の整備をすすめるとのことなので、廃棄物処理能力不足の早期解決を要望する。
- ・新たな環境規制導入や規制値強化により環境規制が強化される場合には、その対応に時間がかかる場合もあるため、引き続き法令の内容を十分に周知するとともに、被規制業種が対策を講じるのに相応な猶予期間の確保を要望する。カーボンニュートラル関係は既に重点企業への説明会を開催しているとのことなので、今後は一般企業への情報公開を要望する。
- ・国として廃プラの処理の規制が厳しくなっており廃棄も容易でなくなっている。企業として排出ではなくリサイクルを選択した場合、設備導入に対する補助金、工業区における法的緩和等による支援を要望する。
- ・土壤汚染防止法の対応にあたり、工業用地の汚染責任の認定方法は決められておらず、日常管

理（汚染状況の測定頻度、使用物質の記録等）における企業の負担が大きい状況が続いている。外国での事例も参考に、測定頻度の低減等の見直しと認定方法の早期制定を要望する。

- ・プラスチックは世の中一般の多くの商品に使用されており、今般導入されたプラスチック汚染防止の強化方案が各業界・企業に影響を与えている。今後、適用範囲を拡大することはあるか、検討状況や今後の方向性を教えていただくよう要望する。特に食品業界では商品の包装に加えて、店頭での販売促進活動等に当たってプラスチックカップやビニール袋も常時使っているが、これらが新たに規制対象となれば、商品設計からビジネスモデルまで大きな影響が出得る。規制の検討に当たっては、企業のヒアリングを行い、経済や事業活動への影響も勘案しながら慎重に進めるよう要望する。
- ・各種パッケージの脱プラスチック推進のため、市独自でインセンティブを付けたり、ブランドオーナーや消費者を誘導できるような制度を策定いただくよう要望する。例えば、脱プラを一定以上達成した企業に対する認証制度や表彰、補助金支給、減税といった優遇策や、日本のように、パッケージの材料につき重量比50%以上を紙にすれば「紙マーク」を付けられるようにすること、パッケージの脱プラレベルに応じて、1~5級のマークを印刷すること（家電の省エネ等級のイメージ）、脱プラパッケージを使用した商品を購入した消費者がメリットを得られるような仕組み構築（商品価格は少し高くなるが、脱プラ商品の売上の一部を市の教育助成に回す等。支付宝等のアプリとの連携も検討）などの方法を検討いただくよう要望する。

## ②安全規制

- ・2018年建議に対する「上海市における提言等」において、新たな危険化学品倉庫の認可を速やかに実施するとの回答をいただいているが、外高橋保税区の危険化学品倉庫は依然として不足している。外高橋保税区内では、危険化学品倉庫に関する危険化学品経営許可が得られていても、外高橋税関が危険化学品の持込みを承認していないため倉庫を使用できない状況にある。速やかに使用開始できるよう、引き続きのご支援を要望する。華東地域（特に上海周辺）に危険品倉庫が少ない故、既存起用先の費用は高く、サービスも良くない。危険品倉庫の新規設立を検討いただくよう要望する。2020年度の分科会にて、危険化学品倉庫は足りているとの見解を上海市よりいただいたが、実際にはスポットで利用できる危険化学品倉庫を見つけることは困難であり、危険化学品倉庫は不足していると感じる。引き続き、危険化学品倉庫の数を増やすよう取り組んでいただくよう要望する。
- ・電子材料用途で使用される化学物質は、ごくわずかな不純物でも使用できなくなる場合があるた

め、クリーンルームで使用されることが多い。このような用途に使用される危険化学品は、危険化学品倉庫の要件を満たす場所で保管することにより、精密な電子材料の製造開発などに必要な物質を使えなくなる場合がある。例えば少量である場合にはクリーンルームを保管場所として認めていただくなど、環境・安全のリスクが低い場合は危険化学品の保管場所について要件緩和など配慮いただくよう要望する。

- ・2020年1月1日より危険貨物道路運輸安全管理弁法が施行され、少量危険化学品の一般品との混載ルールが実現された。各区毎に本弁法の運用に差が出ないようにしていただくよう要望する。また、危険貨物の多くは上海市から江蘇省など周辺地域に輸送されることから、広域で運用が共通になるよう働きかけを行っていただくよう要望する。
- ・混合率が70%に満たない危険化学品であっても危険化学品目録（2015年版）実施指南（試行）で求められていない物理危険性の鑑定を求められる事が多い。担当官ごと、区ごとに判断が統一されておらず、各区共通となる指南を作成いただき公開していただくよう要望する。
- ・2018年に危険化学品経営許可のシステムが変更になって以降、危険化学品の品目追加申請にあたり都度担当官に確認する必要がある。現状の手続に必要な書類・資料、手続方法、システムの使用方法等にあわせた指南の作成・公表を要望する。
- ・海上輸送の「危険特性分類鑑別報告書」は書類発行から1年間の有効期限であるが、航空輸送の「危険特性分類鑑別報告書」は書類発行から当年年末までの有効期限であるので、同様の期限（発行から1年間）に合わせるよう要望する。
- ・2018年10月31日に上海浦東国際空港貨運站および東方航空物流股份の貨站事業部安検站からそれぞれ出された通知広告（安検站[2018]101号）により、0.3Whを超えるコンデンサ（電容）は危険品として取り扱われることになったが、それに該当しない場合も、両社の貨站事業部安検站の指示により上海化工院から発行される鑑定書原本を毎回提出することとなっている。安全規制上の指示で有り、政府による監督に基づくものと思料される。同様の鑑定書原本の提出が行われている青島空港の例では、初回のみ鑑定書原本の提出が必要であり、一度提出するとシステムに登録されるため、鑑定書原本の毎回の提出は不要となっている。0.3Whを超えない製品については、鑑定書の原本の提出の免除（青島同様のシステムまたはコピー等による代替等）を要望する。
- ・長江保護法施行後、外高橋港での危険貨物の取扱にて混乱が生じていたが、2022年2月に《関于明確進出外高橋水域船載危険貨物混合物組

分申報要求的説明》、5月に《關於進一步明確進出外高橋水域船載危險貨物混合物組分申報要求的説明》を公布し、本法に対する上海海事局の考え方を明確にさせていただいたことに深く感謝する。しかしながら、危険貨物混合物の成分開示は海外の輸出者の理解も必要なため、現場における混乱が暫く続くのではないかと危惧している。上海で質疑応答が可能な説明会を開催すること等により、特に「健康危害-急性毒性」、「水生環境急性有害性」、「水生環境慢性有害性」の3項目のGHS分類情報の提出方法、SDS改訂不要、貨物到着前の上海海事局への事前審査申請等について、関係者の理解を更に深めるべきである。

- さまざまなツールを通じて情報公開に努められていると理解しているが、消防にかかわる規制や基準が改正された際には、より速やかに通知するとともに、必要な場合には準備対応するための相応の猶予期間をいただきたく、引き続き中央当局への提言を要望する。

### ③ 貿易

- 輸入申告を行う企業として正しいHSコードでの申告を心がけている。税関総署令236号により事前教示制度が明確化されているが、さらなる照会期限の短縮化や税関に対する事前照会制度等（または参考意見を求められる制度）を設ける事でHSコードの不一致の低減に向けた改善をしていただきたい。税関としても正しい申告が増えるメリットがある。2020年建議の回答により内容については理解しているが、引き続き制度改正に向け税関総署への働き掛けを要望する。
- 2020年9月の上海税関との協議会において、「ペーパーレス通関時に、税関からの要求がない限り、輸入では契約書、P/List、B/L等運送書類、輸出では契約書、Invoice、Packing List、B/Lの提出を省略している」との回答をいただいたが、現状は依然としてSDSや進口危険化学品企業符合性声明などの書類提出が求められている。関係者からのサインを得るなどの負担は未だ軽減されていないため、特に繰り返し使用できるSDSのような資料や、オリジナルを提出することが難しいInvoiceはペーパーレス化を優先的に進めていただくよう要望する。定期的な提出必要書類のリスト更新も要望する。
- 製品ラベルにて、製品の危険化学品該当非該当を確認するため、危険特性分類鑑別報告を事前に要求される。税関には輸出入時にSDSを提出しているため、SDSと製品ラベルの照合だけで良いようにしていただくよう要望する。また、危険化学品の混合物製品の輸出入時に、税関検査員からSDS上での100%成分の開示を要求されることが多いが、中国のSDS作成標準では必ずしも100%の成分記載は要求されていないため、100%の成分開示が必要な場合は、SDS以外での開示を認めていただくよう要望する。

- 「認証に通らなかった企業は、1年以内に税関に認証の再申請をしなければならない」と規定されているが、問題点を改善した企業は再認証の申請を早期に行えるように改正を要望する。当地において貿易に従事する企業にとってAEO認証されることのメリットは大きく、認証されない期間が長期に渡るとビジネスに与える影響も大きい。
- 衛生証明書の発行に2週間程度（サンプル検査が必要な場合は4週間）を要しているが、発行までのさらなる時間短縮を要望する。
- 年に数回程度税関システムの不具合により貨物の上屋への搬入ができないことがあり、貨物便の遅延や貨物室に空きスペースを発生させて出発せざるを得ない事象があった。システムの不具合は仕方無いことと理解はしているものの、そのような場合のバックアップ体制についての検討を要望する。例えば、代替システムの導入や、エクスプレス貨物など一部マニュアルでの税関手続をされているが、その他貨物へのマニュアル対応の拡大などについて検討いただくよう要望する。
- 2020年12月1日から施行された輸出管理法の対象となる製品の輸出許可申請に要するガイドラインが不明確であり、業務に支障が生じている。例えば、海外から輸入し中国国内の顧客に販売した製品カテゴリー（安全芯片）に不具合が生じたため、日本の試験機関に発送し不良解析を行う必要があり、商務部に確認したところ、本件は輸出許可不要との回答あり。本件判断の基準については公布されておらず、基準の明確化が必要。また、輸出許可が必要な場合は申請から許可取得まで最大45日とされており、業務に多大な支障が生じる可能性が高いため、迅速な処理を要望する。
- 保税地域から貨物を搬出する際、既に輸入通関は許可済となっているものの、出区ゲートで税関検査に該当する場合がある。貨物の納品遅延にも繋がるため、ゲート検査の廃止の検討を要望する。
- 輸入された貨物について、通関書類上の数量とコンテナ開封時の数量が異なる場合があるが、実物数量が通関書類上の数量より少ない場合、輸入申告の訂正を認めてもらえず、ショートした貨物についても輸入関税と輸入増値税の納付を要求される場合がある。「輸出入貨物通関申告書修正および取消管理弁法」の第5条で、原申告データと実際の貨物が不一致となる場合は訂正を受けられるとされていることから、訂正を認めていただくよう要望する。

### ④ 金融

- 各分野において金融規制が多く存在していることにより、規制への該否や取引の可否について都度銀行に照会する必要がある。その際、銀行毎に対応が異なる場合もあり、規制関連の調整が事業者にとって負担となっている。引き続き、

可能な限り規制緩和することで負担の軽減を図っていただくよう要望する。

- ・非貿易送金（コミッションおよび裁判関連費用等）について、対外送金可能な取引が制限されていることに加えて、関連規制による対外支払要件（取引内容およびエビデンス等）が細部まで明文化されておらず、業務遂行に支障をきたしている。まずは、関連規制の撤廃および緩和をご検討いただいた上、関連規制で求められる要件を具体的かつ文章で明示いただくよう要望する。
- ・クロスボーダープーリング用口座を開設する際の、手続を簡素化し、グローバルな資金管理への支援を要望する。
- ・中国国内取引において、中国以外の国に存在する企業から、わが社売掛金に対する保証を取得し、取引を行うケースがあるが、クロスボーダー規制により、中国以外の海外の国から保証金を受取ることができない。この規制の緩和（撤廃）を要望する。
- ・日本の親会社が中国企業に対して保有する債権を中国の現地法人に譲渡することについて、法律では認められていると了解しているものの、譲渡代金の送金が認められていない（金融機関経由、外貨管理局に問い合わせた結果）。現地法人において債権回収の方が合理的なケースもあるため、送金を認めていただくよう要望する。
- ・海外から中国へという実際のモノの流れとは別に、商流（売買契約の関係）として、日本企業や中国国内の企業、香港企業などの間で転売が繰り返されることがあるが、海外送金時の証憑に用いる通関単が一つの貨物に対して1度しか認められないため、海外サプライヤーに対して支払いができないことがある。経済実態に即した制度運用を行い、支払いが可能となるよう要望する。
- ・外貨管理のルールが多種かつ実務運用が銀行毎に異なっている、外貨管理局への照会・相談等も銀行経由で行わざるを得ない等、効率性・スピード共に欠けている。一般企業が当局に問合せしやすい様、公的な機関に問い合わせ窓口を設定するとともに、窓口での回答が担当者により変わることがないよう、回答内容の明文化と公表を進めていただくよう要望する。
- ・「個人外匯管理弁法」および「個人外匯管理弁法実施細則」に基づき、外国人の年間人民元購入上限額が5万米ドル相当と定められており、同上限額の除外項目（家賃類の支出、生活消費類の支出、医療・就学等の支出、その他）も設定されているものの、中国における物価水準の上昇などの影響により、同上限額を超過する事例が頻発している。ついては、同上限額（5万米ドル相当）の引き上げ、および個人口座に対する国外からの人民元クロスボーダー送金の解禁を要望する。2020年建議に対して回答をいただいているが、外国人個人の生活自体に影響する事項で

あり、当地に進出している企業にとっては重要な論点となっており引き続き改善を要望する。

- ・金融機関からの資金借入時に、資金使途証明としてエビデンス（契約書や發票等）の提出が借入先の金融機関に要求されている（銀保监会からの指導を受けて）。1件当たりの金額規模が小さく件数が膨大となる自動車リース取引についても個別に全エビデンス（社印付）提出を求められるため、非常に業務負担が大きい。サンプルでのエビデンス提出や電子ファイル形式による授受など実務対応の簡素化を要望する。
- ・出金や為替契約、預金口座間の資金移動など頻繁に行われる取引について押印した紙資料の提出を求められる。財政部『電子会計証憑の経理処理における文書保管規範に関する通知』（财会〔2020〕6号）にて、経理処理に関する電子証憑について原本の保管を要する点も、電子化を阻害する要因として挙げられる。保管資料の緩和にて、電子化を進めていただくよう要望する。
- ・取引先が事業停止等の状況にあると發票が得にくくなることもある。『企業所得税税前控除証憑管理弁法』の公布に関する公告（国家稅務總局公告〔2018〕28号）によって、損金算入に当たり、發票がなくとも取引が証明できれば損金算入できるとされているが、この規定を活用できるよう、証明方法を具体的に示していただくよう要望する。
- ・国有企業との合併企業の買収あるいは売却額決定に当たり、国有資産監督管理委員会が指定する評価事業者（会計事務所等）が出した評価にしばられることとなるが、その評価方法が不透明で、また時に算出根拠までも不明確なことがあり、売買当事者の評価と乖離することがある。当事者が合意している場合は売却額等について柔軟化することなどを要望する。
- ・2015年8月6日付「最高人民法院關於審理民間借貸案件適用法律若干問題的規定」で企業間の金銭貸借が認められたにもかかわらず、人民銀行「貸款通則」には人民銀行から許可を取得した金融機関のみが貸付業務を可能とする条文（21条）が残るため、企業グループ内を含めた企業間の転貸ができない状況にある。この転貸禁止ルールを廃止して、グループ企業間の直接貸付を認めていただくよう要望する。また、2020年9月9日の金融分科会での外管局よりの「今回の質問は企業グループ内の転貸に限るから、持ち帰って人民銀行調査本部に反映し、優先的に考慮していただけるか検討する。」という発言に対して、進展と新たな政策動向があれば、随時情報共有を要望する。
- ・多国籍企業がグループ資金を集中運営する所謂グループファイナンスにおいて、通常はマスター会社が外部から資金を調達し、グループ内企業へ転貸する形で資金提供を行うが、現状、クロスボーダーでの調達資金について転貸金利の全

額に増値税が課される。しかし、他の国際金融センターではクロスボーダーの金利収入を非課税とするケースもある。そのため、グループ内企業はオフショア市場調達が有利となる場合があり、多国籍企業にとっては、上海においてこの部分の増値税コストがクロスボーダーグループファイナンスを拡大する際のネックとなる。この点について、増値税の控除、税の減免、還付による財政補助等により、上海における多国籍企業のさらなる競争力の強化についてご検討いただくよう要望する。2020年建議の回答により国家税収制度に関するものとの回答があり、内容については理解しているが、引き続き国家税務総局への働き掛けを要望する。

- ・過小資本税制において、企業は関連会社からの借入がその純資産の2倍（金融会社は5倍）を上回る部分を損金処理できない場合があり、グループファイナンス拡大の妨げになっている。この係数（関連会社からの借入÷純資産）を計算する際に、関連会社へ転貸するために他の関連会社から調達した金額を除外できるように、規程を見直しおよび明確な通達の形で明文化することを要望する。また、金融当局だけでなく、税務当局からの支援も要望する。2倍を超えても損金処理できる条件として、独立取引原則を証明できる資料である【特殊事項文書】の提出が必要だが、書類が煩雑な上、各地税務当局の取り扱いも若干違うところがあるため、都度各地税務当局と確認の上、資料を準備する必要があるため、非常に時間と手前が掛かる。
- ・現状、一般投資としての株式取得については借入金の充当が認められておらず、企業は自己資金を充てる必要がある。事業会社の経済活動として合理性が認められる取引については借入資金の活用を可能とし、少数株主としての合併事業への参画時の資金調達の手間を減らすことで、企業活動の効率性のさらなる向上に資すると考えられるため、借入資金について、その用途の柔軟性を高める検討を要望する。
- ・2017年1月、中国人民銀行より外商投資企業の外債にかかわる通達（銀発〔2017〕9号）が公布され、投注差方式とマクロプルーデンス方式のどちらかを選択して外債を調達できる外債管理方式は、1年間の過渡期が終了後、当局が実施状況の評価の上確定するとされている。外商投資企業が複数の外債管理方式から選択できるメリットは大きく、引き続き2つの方式を選択できる柔軟性の高い運用を要望する。特に外商投資法施行後、総投資額の確認部署が不明確となり、2020年以降の新設会社や増資を行った外商投資企業の投注差による外債調達が一部外貨管理局に拒否されたケースが散見され、現場実務運用ルールの一統化を要望する。また、自由貿易の促進やグローバル資金集約を実現するため、クロスボーダー資金移動の完全自由化を目指す自由貿易試験区では、資金調達の多様化

に繋がる外債制度のさらなる緩和・撤廃を要望する。

- ・商務部、外貨管理局の「外商投資性会社の関連管理措置のさらなる改善に関する商務部、外貨管理局の通知」（商資函〔2011〕1078号）によると、外商投資性会社の国内借入は国内再投資に利用不可である。（再投資の定義は一般的に、新設、増資、持分買取、M&Aを指す）上記1078号通達により、投資性会社は銀行のM&Aローンを原資とする持分買取やM&Aは実行できない。一方、外商投資法公布後、「外資三法」の撤廃に伴い、外商投資にかかわる既存法律法規も大幅に見直しされる必要があり、上記1078号通達の実務運用も緩和される可能性があると思われる。投資性会社の一つの主な役割は投資およびM&Aであり、M&Aローンを活用できないことは投資性会社の投資活動に多少支障を与えるので、本規制の緩和を要望する。
- ・外資系損害保険会社においても、中国国内で統一した保険サービスや保険プログラムの提供を可能にすべく、統括保険証券規定の対象範囲を同一法人から同一企業グループに属する法人に拡大いただくよう要望する。現行規定では、異なる地域に存在する同一法人の財産や責任にかかわる保険を一括して引き受けることが可能だが、異なる地域に存在する同一企業グループに属する法人の保険を一括で引き受けることはできない。

#### ⑤税務

- ・諸外国で導入されている連結納税制度（Tax consolidation/ combined reporting）の中国への導入の検討を要望する。なお、連結納税制度とは親会社と同一視する一定の子会社集団を含めて企業集団全体を一つの「課税単位」とみなし課税する制度であり、日欧米等の先進国では既にこの連結納税制度を導入済みである。こうした中、在中国企業に対して企業組織にかかわる法制・税制について格差が存在することは国際競争力の低下に繋がる恐れがあり、海外から中国への投資がなされる場合にマイナスの影響を及ぼすことから、導入の検討を要望する。2020年建議の回答により国家の権限に属し、国家税法・税制の調整に関連するものである旨理解をしているが、企業にとっては重要な論点であり引き続き関係当局への働き掛けを要望する。
- ・税務上の繰越欠損金について、現状のルールでは繰越年限は5年となっているが、この繰越期限をさらに長く設定していただくよう要望する。繰越欠損金の繰越期間が5年と言うのは国際的に見ても最低水準にとどまっておらず、繰越期間を無制限としている国も多い。中国企業としても企業組織にかかわる法制・税制について格差が存在することは国際競争力の低下に繋がる恐れがあり、海外から中国への投資がなされる場合にマイナスの影響を及ぼすことから、延長の検討

を要望する。2020年建議の回答により国家の権限に属し、国家税法・税制の調整に関連するものである旨理解をしているが、企業にとっては重要な論点であり引き続き関係当局への働き掛けを要望する。

- ・輸出取引における増値税還付手続については、2017年の輸出還付手続の電子化等の取り組みにより、簡素化・迅速化に繋がっていると感じている。一方、手続を進めるにあたり、税関や税務機関より、仕入れ増値税や通関等の情報が「国際貿易単一窓口」に導入されなければ、手続が進まないため、その導入期間の短縮を要望する。
- ・一部地域においては、もっぱら中国外で役務提供される貿易コミッションや中国内で提供されるPE適用要件を満たさない人的役務の対外送金に際して、使用料（特許権使用費）やみなしPEとして企業所得税の源泉徴収を求められている。また、中国外企業の中国内駐在員事務所について、情報収集等、専ら準備的行為に従事しているものについても、一律PEとみなして経費課税する実務慣行が存在する。上海市では税法規定に沿った均一な税務運用を要望する。
- ・毎月税務局宛に増値税申告の際、重点税源報告として財務諸表を提出するとともに、毎月浦東新区統計局や黄浦区統計局宛に同じように財務諸表を提出する必要がある。求められる情報は全部同様ではないが、基本的なBSやPLに関しては、やや重複感があるため、政府機関の間でのデータの共有の実現を要望する。

#### ⑥通信

- ・基礎电信业务および付加価値电信业务（特にプライベートクラウドを始めとしたクラウド事業）への参入に関する外資規制（合弁会社に限定された参入形態、最低資本金等）の撤廃に向けて、上海市の中央に対する影響力を行使するとともに、現行制度下の過渡的な措置として、外資系企業による付加価値电信业务参入の明確なモデルケース（ライセンス取得に必要な実務上の要件や手続）を提示するよう要望する。

#### ⑦都市計画

- ・上海市内企業の区を跨ぐ移転に関し、税務手続は以前よりもスムーズに進むようになり感謝している。一方で、法律上は許可を取る必要のない移転元の区政府や街道等の承認をとるよう要求されるケースがあるため、そのようなことがないよう指導いただくことを要望する。
- ・過去は保税區に登録された貿易法人設立を要求されていたが、現在では本制約は消滅している。保税區法人の吸収合併等による法人格の一本化による管理コストの節減・業務効率化を目指しているが、省跨ぎの合併は地方当局の反発を招き、実務上、実行困難である。省跨ぎ再編（合併）にかかわる推進策・支援策の発信を要望する。

#### ⑧会社運営

- ・社会保険料事業主負担分について、中国での所得の一部として、個人所得税を課税する動きが各地で見られる。課税の根拠として、税務局が主張する関連通達の廃止という理由は容易に納得しがたい。明確な根拠規定を示していただくよう要望する。
- ・債権回収案件において財産保全措置を延長する手続を行った際に担当裁判官が多忙であり連絡が取りづらく（面会可能な時間は1週間に1時間程度設けられているオフィスアワーに限定され、電話もなかなか繋がらない状況）、財産保全措置がきちんと延長できたのか確認できるまで時間がかかり、また何かの手違いで財産保全措置が解除された場合の対応をどうするのかといった余計な心配をしなければならず、業務が円滑に進められない状況に遭遇したことから、裁判官業務の効率化または体制の強化を要望する。
- ・就業許可通知を得た上で入国している場合、入国後に就業許可/居留許可取得期間中の就業について、「不法就労」とみなさないことを明確にさせていただくよう要望する。2021年2月の宗明副市长座談会において「入国者の就業許可/居留許可取得期間中の就業」のサポート改善の検討を約束いただいた。現在の進捗状況の紹介を要望する。
- ・起業・新規登記関連所要手続と時間について、大幅な簡易化と短縮が実現したように、会社清算時の工商・税務審査の手続も同様、簡素化と大幅な時間短縮を実現することにより、清算手続がスムーズに進むよう要望する。
- ・債権保全として中国全土でリース車両を抵当登記しているが、電子営業許可証での受付は依然として認められておらず、一部地域では引き続き抵当登記手続に営業許可証の副本本紙提出が要求され、現在コロナのため国内移動に制限がある中、第三者による郵送に頼らざるを得ず、リスクが極めて高い。営業許可証の提出を求められる場合、上海市と他地域間、公安局間で営業許可証の電子システムを接続し、電子営業許可書による受付を可能としていただくよう要望する。

#### ⑨サービス産業

- ・リハビリ補助器具社区レンタルに関して、制度自体の認知度が高まっていないため、さらなる周知のための施策を検討いただくよう要望する。
- ・日本の介護現場で定着している外側の紙おむつ本体と補助パッドを併用する方法の普及について、関心のある施設にて説明する機会を設けたいと考えている。候補の施設をご紹介いただき具体的な進め方を相談させていただくよう要望する。
- ・現状では抗ウイルスについては【GB中国国家標準規格】ではこれらの規定がないため、カタログや広告に抗ウイルスの表記をした場合、広告

法に抵触する可能性がある。抗菌・抗ウイルスの需要が高まる中、日本で販売している抗菌、抗ウイルスの商品を中国でも有効活用いただくためにも【ISO国際標準化機構】や【JIS日本産業規格】を満たすことで、入札の仕様やカタログなどの要件に入れることを上海市で認めていただくよう要望する。

- 中国の現状において、養老院、デイサービス、あるいは介護関係の送迎車は、車両管理所規定により、送迎車の外観へのサイン設置（施設の名称、シルバーマークの貼付等）は認められていない。高齢者送迎用の車両は、小学校の送迎車と同じように、外観へのサイン設置の制限を解除することを検討していただくよう要望する。
- 養老院、デイサービス等の介護関係の送迎業務では、計画された時刻に安全に乗降できる場所にバスを停車させ、安全に乗降できる介助を利用者一人一人に合わせて行うことが必要である。また、車椅子対応の福祉車両では、リフトやスロープ、車椅子のロック、車椅子用3点シートベルトなど、通常の車両にはない特殊な操作が必要である。これらの点を踏まえて、介護関係の送迎業務のマニュアル整備の検討を要望する。
- 上海市での養老施策について市民の方の相談先として養老顧問が設置されている。彼らにより介護に関する知識を知っていただくことで、より良い制度活用に繋がる。日系企業各社も協力を行うので、彼らに対しての研修機会を要望する。
- リハビリ機器社区レンタルやその他の制度について、試点としての期間の終了が迫っている中で、各制度の総括評価や今後の方向性についての検討が行われると承知している。今後の政策に大きな影響を与えるものであることから、評価結果や今後の方向性についての概要を日系企業にも教示いただく機会を設けていただくよう要望する。

#### ⑩食品・化粧品

- 乳製品、肉類、野菜・果物等の青果物等の輸入規制について科学的なデータに基づき緩和措置の検討を要望する。
- 福島第一原子力発電所の事故に起因する輸入規制について、日本政府と継続中の協議を進めていただき、科学的なデータに基づき、合理的な範囲の規制となるように見直すよう要望する。
- 2020年6月30日に発布された化粧品監督管理条例は、31年ぶりに改正された化粧品の最上位法であり、2021年から付属する各種弁法、通知などが続々と施行が始まっている。行政による各種勉強会は各地で続々と開催されて法規理解向上の機会が設けられているものの、輸入品に科せられるラベル表示要件などは現時点（10月）では最終的に不透明な部分が多い。特に日系企業の商品には日本語の漢字表記（例えば、『医薬部外品』、『無香料』や『パラベンフリー』など）や原産国における商品特徴表記を原包装

から修正する運用が想定されており、原包装のパッケージ変更は、企業コスト増加だけでなく、商品外観のデザイン性を損なうなど、商品価値の低下に繋がることが大きな懸念となる。そこで、中国法規に合致しない外国語は従来運用（中文ラベルに説明文を付記）を踏襲して中国消費者に誤解させないよう工夫することを認めるなど、上海市に多く所在する日系化粧品企業のみが過度な負担を負うことがないよう柔軟かつ公平な運用制度に緩和していただくよう要望する。

- 上海市は中国国際輸入博覧会および国際化粧品大会の開催都市であることなどを踏まえて、化粧品分野での先進的な技術発信（例えば動物試験全面撤廃）やパーソナライズ化粧品に関する登録備案を可能にする先行基準、或いは世界的に注目される環境に配慮した市場での詰め替えが可能となる安全基準づくり等の拠点となっていただくよう要望する。当該項目は、2020年建議への上海市回答において、動物実験の段階的な解決推進、および化粧品のカスタマイズについて関連文書制定の中での明確化が目指される点を言及いただいているが、実質的な新原料申請や特殊化粧品輸入では依然動物試験が求められることが、世界的な動物試験廃止の動きを見据えると課題となっているため、引き続きの検討を要望する。また、サステナビリティに対する企業や消費者の意識向上を図るなど、世界的に注目される環境に配慮した先行基準づくりの拠点になることを期待する。
- 化粧品監督管理条例改定に伴って各種制度改革が進められ、地方備案制度や動物試験の免除など、多くの改善が図られたことに感謝する。一方、当該改革に伴い、多数不明確な部分も発生しており、条例等の文面だけでは詳細かつ具体的な適合有無の判断に迷うケースが多発していることから、政府主導の新法規に関する教育機会を設けていただき、企業の法解釈がスムーズに図られ、適切な法令遵守が徹底されることを希望する。また、世界に先行するオンライン環境が整う中国の特性を活かした各法令に関するオンライン質疑窓口の開設であったり、オフラインでの問合せ窓口を開設するなど、ユーザーフレンドリーな仕組みを設けていただくよう要望する。
- 「使用済化粧品原料名称目録（2021年版）」に該当しない物質は特殊化粧品の原料として使用する前に、「化粧品新原料許可」申請が必要だが、同申請はハードルが高い且つ手続が煩雑である。また、今後の使用量問わず許可が必要で、微量添加の際、事前鑑定、登録等関連費用発生により、不採算になる。少量/微量添加の場合、特殊化粧品向けの「化粧品新原料許可」の簡素化を要望する。

#### ⑪上海市の政策（自由貿易試験区）

- 国家認証認可監督管理委員会と上海自由貿易試



験区が協力覚書を締結し、上海自由貿易試験区での3C認証規制の認証プロセスと要提出書類を簡素化するとされていることから、引き続きさらなる簡素化への取り組みの継続を要望する。

- 越境ECポジティブリストについて、一般貿易で輸入が許可されているもの（清酒、鰹節、水溶性食物繊維、飴、チョコレートなど）について、財政部など国家部門への積極的な提案と追加を要望する。
- 中国国内の石油精製業者や石化品製造業者等の産業実需家向けに、第三国との貴金属リース貿易を行い、上記中国国内顧客向けに貴金属のリース取引を検討しているが、リース貿易により物品を輸入することについて、「税関輸出入貨物徴税管理弁法」で個別に章を設けて規定を設けているものの、どのような種類の物品についてリース貿易方式での輸入が認められるかについて明確に規定されていないので、ご教示いただくよう要望する。また、リース貿易での輸出における同一として見做される貴金属の定義については、国際慣習（国際的には、国際認証を取得している地金については、ナンバリング如何に関わらず、同質・同量であれば同価値と見做される）に応じていただくよう要望する。
- 招聘状がなかなか発出されないことから、新規赴任が難しく、家族についても来られない状態が続いている。より円滑な招聘状発出を要望する。また、渡航後、隔離期間があることが事業上のネックになってきている。感染対策の一環であり十分理解しているものの、現在上海では集中隔離2週間および自宅観察1週間となっているが、ワクチン接種者については、これら隔離の短縮或いは自宅監察期間を省略するなどの対応の検討を要望する。中国で認可されたワクチンに限らず、国際的に認められたワクチンを接種した場合にも、同様に招聘状が不要になる様な運用を要望する。
- システム改修により高鉄の乗車がパスポート可能になったことに感謝している。現状は、経費精算のために乗車券を回収しなければならず、結局窓口で並ぶ必要がある。中国の方の場合、自動発券が可能であり、また発券しなくても自動精算機による領収書発行が可能である。外国人についても、パスポートによる発券、あるいはパスポートによる領収書発行が可能になるよう改善を要望する。
- 免疫細胞療法（CAR-T、CAR-NK）が『ネガティブリスト』の「ヒト幹細胞、遺伝子診断および治療技術の開発・応用」に該当しないことを明確にしてくださいよう要望する。

#### ⑫地域性外国商会

- 外商投資法第27条に従い、上海日本商工クラブが法律・行政法規および規則の規定に照らして関連の活動を実施し、自らの適法な權益を維持・保護できるよう要望する。

## 江蘇省

### 江蘇省の経済動向

2021年の江蘇省の域内総生産（GRP）は前年比8.6%増の11兆6,364億2,000万元（全国のGDPの10.2%を占める）となった。成長率は全国（8.1%）と上海市（8.1%）を0.5ポイント上回った。第二次産業は10.1%増の5兆1,775億4,000万元となり、GRP全体に占める割合は44.5%、第三次産業は7.7%増の5兆9,866億4,000万元となり、GRP全体に占める割合は51.4%となり、全体に占めるウエイトが最も大きかった。固定資産投資の伸び率は5.8%増、社会消費品小売総額は15.1%増とプラスに転じ、貿易総額は17.1%増だった。江蘇省の対内直接投資は実行ベースで全国1位、実行額は22.7%増の288億5,000万ドルとなり、華東地域（上海市、江蘇省、浙江省）全体の41.4%を占め、前年に比べ2.7ポイント下回った（表1）。

表1：江蘇省の経済動向（2021年）

項目	金額	伸び率 (%)
GRP (域内総生産) (億元)	116,364	8.6
第1次産業 (億元)	4,722	3.1
第2次産業 (億元)	51,775	10.1
第3次産業 (億元)	59,866	7.7
工業生産付加価値額 (一定規模以上、億元)	-	12.8
固定資産投資額 (億元)	-	5.8
インフラ投資額 (億元)	-	-
民間投資額 (億元)	-	6.3
不動産開発投資額 (億元)	-	2.3
社会消費品小売総額 (億元)	42,703	15.1
貿易総額 (億元)	52,131	17.1
輸入額 (億元)	19,598	14.8
輸出額 (億元)	32,532	18.6
対内直接投資		
契約ベース (億ドル)	-	-
実行ベース (億ドル)	289	22.7
消費者物価指数 (CPI)	-	1.6
都市住民1人あたり可処分所得 (元)	57,743	8.7

出所：江蘇省統計局の発表をもとにジェトロ作成

## 浙江省

### 浙江省の経済動向

2021年の浙江省の域内総生産（GRP）は前年比8.5%増の7兆3,516億元（全国のGDPの6.4%を占める）となった。成長率は全国（8.1%）を0.4ポイント上回った。産業別では、第二次産業が10.2%増の3兆1,189億元、第三次産業が7.6%増の4兆0,118億元でGRP全体に占める割合はそれぞれ42.4%、54.6%となった。固定資産投資は10.8%増となり、成長率は全国（4.9%）を5.9ポイント上回った。貿易総額は22.4%増の4兆1,429億元であった。浙江省への対内直接投資は実行額で16.2%増の183億ドルであった。先行指標となる契約額は9.8%増の385億ドルとプラスに転じた（表2）。

表2：浙江省の経済動向（2021年）

項目	金額	伸び率 (%)
GRP (域内総生産) (億元)	73,516	8.5
第1次産業 (億元)	2,209	2.2
第2次産業 (億元)	31,189	10.2
第3次産業 (億元)	40,118	7.6
工業生産付加価値額 (一定規模以上、億元)	20,248	12.9
固定資産投資額 (億元)	-	10.8
インフラ投資額 (億元)	-	2.0
民間投資額 (億元)	-	8.9
不動産開発投資額 (億元)	-	8.5
社会消費品小売総額 (億元)	29,211	9.7
貿易総額 (億元)	41,429	22.4
輸入額 (億元)	11,308	30.3
輸出額 (億元)	30,121	19.7
対内直接投資		
契約ベース (億ドル)	385	9.8
実行ベース (億ドル)	183	16.2
消費者物価指数 (CPI)	-	1.5
都市住民1人あたり可処分所得 (元)	68,487	9.2

出所：浙江省統計局の発表をもとにジェトロ作成

浙江省への対内直接投資を実行ベースで都市別にみると、温州市は前年比66.4%増と成長率1位であった。杭州市の投資額は81億7,116万ドルと浙江省全体の44.6%を占め、引き続き大きな投資額を維持し、省全体の投資額を押し上げた。投資額上位3位の杭州市、寧波市（32億7,427万ドル）、嘉興市（30億4,262万ドル）を合計すると、浙江省の投資総額の79.0%を占めた。

### <建議>

#### 環境・省エネ、都市開発等における問題点・要望

- ①工場立退きに当たっての十分な情報開示および補償の確保を要望する。
- ②工業用地譲渡条件について透明性の確保を要望する。
- ③電力制限規制の撤廃並びに止むを得ない制限時には事前通知の徹底を要望する。
- ④環境政策にかかわる紹介、解説をセミナーのような形で幅広く行っていただくことを要望する。その際、日本企業の接点となるジェトロ等の日本の機構を通じ、日系企業に多様な環境情報を紹介いただくことを要望する。
- ⑤化学品や危険物関連規制の漸進的・合理的な実施を要望する。
- ⑥バランスの取れた環境規制への取り組みを要望する。
- ⑦廃棄物処理に対する環境整備を要望する。

#### 通関上の問題点・要望

- ⑧輸出入通関手続の明確化・簡素化と関税負担の軽減を要望する。
- ⑨関税率見直しに関する周知を徹底するとともに

に、適正な導入期間を設けていただくよう要望する。

#### 金融に関する問題点・要望

- ⑩外貨換金規制の緩和を要望する。
- ⑪企業の海外送金並びに海外投資に関し送金金額の上限撤廃を要望する。

#### 日系企業の円滑な活動支援への要望

- ⑫対外開放、持続的成長の堅持と良好な日中ビジネス環境実現を要望する。
- ⑬日系企業クラブ等への活動支援と交流促進を要望する。

#### その他

- ⑭税務管轄区間をまたがる事業所の移転の円滑化を要望する。
- ⑮建設業における分公司設立・納税指導の廃止やさまざまな制限緩和を要望する。
- ⑯食品安全法に対する細則策定を要望する。
- ⑰企業のガバナンスが強化できるような政策の策定、実施を要望する。
- ⑱政府管理下の大型プロジェクトに関する入札について、公平性、公開性を改善いただくよう要望する。
- ⑲不動産物件の用途変更・企業登記の際の規制緩和を要望する。
- ⑳海外との通信環境の改善を要望する。
- ㉑交通、医療を中心とした生活環境の改善を要望する。

## 安徽省

### 安徽省の経済動向

2021年の安徽省の域内総生産（GRP）は前年比8.3%増の4兆2,959億元となり、成長率は中国全体（8.1%）を0.2ポイント上回った。産業別に見ると、第一次産業が7.4%増の3,361億元、第二次産業が7.9%増の1兆7,613億元、第三次産業が8.7%増の2兆1,985億元とそれぞれGRP全体の7.8%、41.0%、51.2%を占めた。第三次産業の構成比が第二次産業を超え、半分以上を占めた。固定資産投資は前年比9.4%増、社会消費品小売総額は17.1%増で、いずれも全国の伸び率（4.9%増、12.5%増）を上回った。貿易総額は6,920億元で、前年比26.9%増加した。輸入額は23.4%増の2,825億元、輸出額は29.5%増の4,095億元となった。また、対内直接投資の実行額は5.4%増の193億ドルとなり、契約額は33.1%増の68億8,000万ドルとなった（表）。

表：安徽省の経済動向（2021年）

項目	金額	伸び率 (%)
GRP (域内総生産) (億元)	42,959	8.3
第1次産業 (億元)	3,361	7.4
第2次産業 (億元)	17,613	7.9
第3次産業 (億元)	21,985	8.7
工業生産付加価値額 (一定規模以上、億元)	-	8.9
固定資産投資額 (億元)	-	9.4
インフラ投資額 (億元)	-	7.4
民間投資額 (億元)	-	7.3
不動産開発投資額 (億元)	7,263	3.1
社会消費品小売総額 (億元)	21,471	17.1
貿易総額 (億元)	6,920	26.9
輸入額 (億元)	2,825	23.4
輸出額 (億元)	4,095	29.5
対内直接投資		
契約ベース (億ドル)	68.8	33.1
実行ベース (億ドル)	193	5.4
消費者物価指数 (CPI)	-	0.9
都市住民1人あたり可処分所得 (元)	43,009	9.0

出所：安徽省統計局

2021年、安徽省に新規登録された対内直接投資件数は475件で、前年比20.9%増加した。対内直接投資契約額は68億8000万ドルで、33.1%増加した。実行額は193億ドルで、5.4%増加した。

2021年末までに、安徽省に投資した世界500強企業は累計89社となった。

新型コロナウイルス感染症の影響もあったが、安徽省の2021年通年の工業生産付加価値額、社会消費品小売総額はそれぞれ8.9%増、17.1%増となった。

## <建議>

- ①日本語（もしくは英語）での現地投資環境情報並びに現地規制情報の発信強化を要望する。
- ②円滑な事業運営に向けた支援・協力を要望する。
- ③企業の海外送金に関する制限緩和を要望する。
- ④日本人および日本語対応可能な医師がいる病院や、日本人学校の設置など駐在員の生活環境の改善を要望する。
- ⑤日本在住者と政府当局との交流のサポートを要望する。
- ⑥日本への直行便再開など交通インフラの整備・利便性の推進を要望する。